

農業委員会だより



◆農地転用には

許可申請が必要です。

田や畑といった農地は、農業者にとって生活の基盤であり、私たちの食糧を供給する重要な土地でもあります。

したがって、農地を農業以外の目的に転用する行為は、法律によりその必要性や規模の適当性、周辺農地への被害防止策を審査した後に許可することで、不必要な転用を防いでいます。

住宅建築や墓地の移転などで農地を転用する場合、農地法に基づく県の許可を受けなければなりません。これに違反した場合は、県の原状回復命令のほか、罰金などの罰則を課せられることとなります。

また、基盤整備地など町が将来も農地として保護する必要性が高いとして指定した「農用地区域」に属する田畑では、原則転用が認められませんので、転用行為を計画されている方は、必ず着手する前に地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、もしくは農業委員会事務局までご相談ください。

区分	法令	申請内容	備考
売買 賃貸借	農地法第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 下限面積30アール以上、 農作業従事日数150日など
転用	農地法第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場などに転用)	(県知事許可)
	農地法第5条	農地の転用を目的とした賃借・売買を行う場合 (事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畑に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出したうえで、形状変更を行ってください。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、 <u>一定の条件を満たしている場合</u> 、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

＜申請から許可までの流れ＞

- 毎月20日に締め切り、翌月の7日前後に開催する農業委員会で審議し、農地法第3条、農地形状変更、非農地証明は当日の農業委員会で可否の判断をします。
また、転用の農地法第4条および第5条申請は、当日の農業委員会で可決した場合、意見を附して10日までに県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、月末に開催される「高知県農業会議」の意見を聞いたうえで、転用の可否を判断します。

◆農業委員と農地最適化推進委員の業務

毎月7日前後に開催される農業委員会において、上記表の案件がある担当地区の農業委員は、当事者から直接聞き取りなどの調査を行い議案審議をします。新たに新設された農地利用最適化推進委員は、戸別訪問などを通じて、農地の貸し手や借り手を掘り起こし、農地利用の集積・集約化に取り組みます。

また、日々、担当地区の農地パトロールを行い、違反転用や不法投棄などの調査や耕作放棄地の解消に努めるなど、所有者に対して耕作指導および利用権設定の推進をします。その他に「全国農業新聞」購読者の普及活動および「農業者年金」の加入推進を行います。

【今後の農業委員会予定日】

- | | |
|----------|-----------|
| 5月6日(金) | 11月8日(火) |
| 6月7日(火) | 11月30日(水) |
| 7月7日(木) | 12月16日(金) |
| 8月8日(月) | 1月5日(木) |
| 9月7日(水) | 2月8日(水) |
| 10月6日(木) | 3月8日(水) |

- 時間 午後2時から
- 場所 保健福祉センター
2階健康研修室

(11月は2回開催しますが、12月16日のみ、佐賀支所3階大会議室で開催)

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんです。

農業委員会法の改正による、初めての任期満了に伴う改選が行われ、4月1日より次の皆さんが任命されました。定数14人のうち新たに10人の方が就任し、委員の互選により新会長に吉尾好市さんが選出されました。女性農業委員もこれまでの4人から5人となりました。

また、今回の法改正により、新たに農地利用最適化推進委員7人が選任されました。

新たな体制のもと、今後も農業・農業者を代表する機関として頑張りますので、町民の皆さんのご支援とご協力をお願いします。

任期満了で退任された前委員の皆さん、任期中は大変お世話になりました。

○お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 43-1888 (課直通)

黒潮町農業委員 農地利用最適化推進委員名簿

(任期:平成31年3月31日まで)

上段より、氏名・電話番号・担当地区

◎=会長 ○=会長職務代理者

(新):新任 (再):再任

(推):農地利用最適化推進委員



おだに けんじ
小谷 健児(新)
☎55-7243
市野瀬・佐賀橋川
・拳ノ川



のぞか けんじ
野坂 賢思(新)
☎55-7055
川奥・荷稻
・中ノ川



ふじた きよこ
藤田 清子(新)
☎55-2289
不破原・市野々川
・小黒ノ川



ふじはら しんのぶ
藤原 忍(新)
☎55-3848
伊与喜・藤縄
・熊井



はまぐち よしあき
濱口 佳史(新)
☎55-2509
佐賀・白浜・鈴
・熊野浦



やまなか やすはる
山中 譲(新)
☎44-1311
灘・伊田・有井川



かねこ たかこ
金子 孝子(再)
☎44-1580
上川口・蜷川



いがい せいいち
○伊芸 精一(再)
☎43-2544
浮津・鞭・口湊川
・奥湊川



みやかわ ようこ
宮川 陽子(新)
☎43-3418
加持本村・大屋敷
・本谷・大井川



ほりの ゆういち
堀野 裕一(新)
☎43-2127
小川・田村・早咲



しろだ ひろのり
篠田 開(新)
☎43-3657
浜の宮・町・万行
・錦野・入野本村・芝



ふくどめ やすひろ
福留 康弘(新)
☎43-1476
馬荷・御坊畑
・大方橋川



まつもと まさこ
松本 昌子(再)
☎43-2797
上田の口・緑野
・下田の口



よしお こいち
◎吉尾 好市(再)
☎43-1271
田野浦・出口



おさい まさゆき
大石 正幸(新/推)
☎55-7447
市野瀬~小黒ノ川



ひろせ まさひこ
弘瀬 正彦(新/推)
☎55-2650
伊与喜~鈴



ひらの ゆきとし
平野 幸敏(新/推)
☎44-1917
灘~蜷川



みやかわ けんざく
宮川 建作(新/推)
☎43-3657
浮津~大井川



しろだ ひろし
篠田 博(新/推)
☎43-2200
小川~芝



おさき ともひこ
尾崎 澄夫(新/推)
☎43-4377
馬荷~下田の口



ふくい まさゆき
福井 正一(新/推)
☎43-3796
田野浦・出口